

# カーシェアリング「エコ乗りくらぶ」貸渡約款

## 第29条(保険及び補償)

参加法人、参加個人および登録運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社が貸渡自動車について締結した損害保険契約および当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- (1) 対人補償: 1名につき無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)
  - (2) 対物補償: 1事故につき 2000万円まで
  - (3) 車両補償: 1事故につき 時価額
  - (4) 人身傷害補償: 1名につき3000万円まで  
搭乗者の自動車事故によるケガ(死亡・後遺障害を含む)につき、運転者の過失割合に関わらず損害額を補償いたします。  
(限度額3000万円:治療費を含む損害額は保険約款に定める基準に従い算出します。)
- 2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。  
3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、参加法人および参加個人の負担とします。  
4 当社が参加法人および参加個人の負担すべき損害を支払ったときは、参加法人および参加個人は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。  
5 警察及び当社営業所に届出のない事故、貸渡後に第3条各号に違反して発生した事故、第23条各号に該当して発生した事故及び借受期間を無断で延長しその期間に起こした事故にはこの補償は適用しないこととします。  
6 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含まれます。

## 第30条(不可抗力事由による免責)

当社は、天災その他の不可抗力の事由により、登録運転者が借受期間内に貸渡自動車を返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について参加法人および参加個人の責任を問わないものとします。この場合、登録運転者は直ちに営業所または管理センター等に連絡し、その指示に従うものとします。  
2 参加法人、参加個人および登録運転者は、天災その他の不可抗力の事由により、当社が貸渡自動車の貸渡または代替貸渡自動車の提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。この場合、当社は直ちに関係する登録運転者に連絡するものとします。

## 第8章 返還

### 第31条(貸渡自動車の返還手続)

貸渡自動車の返還手続は、第8条第1項により返還場所として明示した車両ポートにおいて、登録運転者自身がICカードにより返還手続きをし、貸渡自動車の鍵を返却することにより完了するものとします。  
2 登録運転者は、貸渡自動車の返還にあたり、ガソリンの消費、通常の使用による磨耗を除き、借り受けた状態で返還するものとし、貸渡自動車の損傷、備品の紛失等が登録運転者の責に帰すべき事由による場合、参加法人および参加個人は、貸渡自動車を借り受けた状態とするために要する一切の費用を負担するものとします。  
3 登録運転者は、貸渡自動車の返還にあたり、貸渡自動車内に登録運転者または同乗者等の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとします。

### 第32条(貸渡自動車の返還時期等)

登録運転者は、貸渡自動車第8条第1項により明示した返還日時までに返還するものとします。  
2 参加法人および参加個人は、第30条第1項の場合を除き、登録運転者が借受期間を延長したときは、変更前の貸渡料金のほかに、当社が定める延長時間に係る料金を支払うものとします。

### 第33条(貸渡自動車の返還場所等)

貸渡自動車の返還は、第8条第1項により明示した返還場所に返還するものとします。ただし、当社の承諾により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所に返還するものとし、この場合には、参加法人および参加個人は、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。  
2 参加法人および参加個人は、当社の承諾を受けることなく、登録運転者が第8条第1項により明示した返還場所以外の場所に貸渡自動車を返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。  
返還場所変更違約料=返還場所の変更によって必要となる回送のための費用  
×200%

### 第34条(貸渡自動車返還されない場合の処置)

当社は、貸渡期間満了のときから12時間を経過しても、登録運転者が第33条第1項の返還場所に貸渡自動車を返還せず、かつ当社の返還要求に応じないとき、または登録運転者の所在が不明等乗り逃げされたものと判断されるときは、刑事告訴を行うなど法的手続のほか、(社)全国貸渡自動車協会への乗逃被害報告をする等の措置をとるものとします。  
2 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により貸渡自動車の所在を確認するものとします。  
3 第1項に該当することとなった場合、参加法人および参加個人は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責を負うほか、貸渡自動車の回収および登録運転者の捜索に要した費用を負担するものとし、当社は貸渡自動車内の遺留品について責を負わないものとします。

### 第35条(位置検索システム端末装置の搭載)

貸渡自動車の盗難等による参加法人および参加個人の被害等を防止するため、貸渡自動車に位置検索システムの端末装置を搭載することがあります。

## 第9章 個人情報

### 第36条(個人情報の利用目的)

当社が参加個人および登録運転者(参加法人に所属する登録運転者を含む)の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。  
(1) 道路運送法第90条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。  
(2) 参加個人および登録運転者(参加法人に所属する登録運転者を含む)に対し、レンタカー、カーシェアリングおよびこれらに関連したサービスの提供を行うため。  
(3) 参加契約の締結に際し、参加個人および登録運転者(参加法人に所属する登録運転者を含む)に対し、本人確認及び審査を行うため。  
(4) 参加個人および登録運転者(参加法人に所属する登録運転者を含む)に対し、レンタカー、その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。  
(5) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、またはお客さま満足度向上策の検討を目的として、参加個人および登録運転者(参加法人に所属する登録運転者を含む)にアンケート調査を実施するため。  
(6) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。  
2 第1項各号に定めていない目的で参加個人および登録運転者(参加法人に所属する登録運転者を含む)の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

### 第37条(個人情報の登録および利用の合意)

登録運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録運転者の氏名、住所、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報及び当該事実にかかる情報が全レ協システムに7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会、これに加盟する各地区レンタカー協会、これらの会員であるレンタカー事業者および他のカーシェアリング事業者間で利用されることに同意するものとします。  
(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合  
(2) 第24条第5項に規定する請求額の全額の支払いがない場合  
(3) 第34条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

## 第10章 雑則

### 第38条(消費税)

参加法人および参加個人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税および地方消費税を、別途当社に支払うものとします。

### 第39条(延滞損害金)

参加法人および参加個人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し、年率14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとします。

### 第40条(邦文約款の優先適用)

邦文約款と英文約款の用語または文章につき齟齬がある場合、邦文約款を正式なものとし、これを優先適用します。

### 第41条(細則)

当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとします。  
2 当社は、別に細則を定めたときは、貸渡自動車の車内に掲示するとともに、当社の発行する料金表にこれを記載するものとします。また、これを変更した場合も同様とします。

### 第42条(管轄裁判所)

この約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

### 附則

この約款は、平成24年4月1日から施行します。